

大網白里市空家等の適切な管理に関する条例（案）及び施行規則（案）に寄せられた意見に対する市の考え方

番号	関係例規		意見	市の考え方
	条例	規則		
1	8条第1項	—	<p>・空家等に隣接する世帯において、高齢者、介護対象者、児童、乳児他注意を払う必要がある者がその家族にいる場合、一見「市民等の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすことが明らか」でなくても重大な被害に至る可能性があることが想定されます。</p> <p>例えば、</p> <p>①高所落下又は飛来物が形成された場合 空家を適切に管理しないことにより、屋根他空家の腐食等により高所から落下する可能性がある物、飛来の可能性がある物が形成され、その物が落下、飛来の条件が整ったことにより、その物が隣接住人の敷地における公道へ至る通路、建物、ライフライン設備（電気、水道、ガス、通信設備等）、住人本人（「特に注意を払う必要がある者」を含む）通行人に落下衝突し、その防御ができないことにより、日常生活、生命、身体又は財産に重大な被害を被る恐れがある場合</p> <p>②危険生物の定住した場合 空家を適切に管理しないことにより、空家等に危険生物が定住し、空家等の隣接住人の敷地内外を人が通行中に危険生物からの攻撃に防御できずに事故（生命、身体に重大な被害）に至る場合などが挙げられます。 このような場合、上記「特に注意を払う必要がある者」は防御が困難であるため「空家等の危険な状態」の予見可能性を重視して「緊急安全措置」がとれるよう市民の安全安心の観点でご検討、ご配慮いただきたいと思います。</p>	<p>・いただいた貴重なご意見は、今後、管理等のマニュアル作成の際の、ご参考にさせていただきたいと思えます。</p>

番号	関係例規		意見	市の考え方
	条例	規則		
2	8条第1項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急安全措置」の対象となる「市民等の生命、身体又は財産に重大な被害及ぼす」についてのある程度具体的な「空家の危険な状態」について、その判断基準となる何らかの行政規則等を定めて市民に公表していただきたいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルにつきましては、完成後に公表してまいりたいと考えております。